

【質問に対する回答】

| No. | 質 問 内 容 | 回 答 |
|-----|---|---|
| 1 | プロポーザル実施要領 P5「9 参加表明 (1) 提出書類 エ 配置予定技術者調書 (様式第5号)」に記載されている「それぞれの技術者」とは、管理技術者、照査技術者、担当技術者でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 2 | 企画提案の提出書類のうち、見積書以外に押印 (代表者印) が必要なものがありませんか、お教えください。 | 見積書以外に押印が必要なものはございません。 |
| 3 | 業務委託仕様書「2 業務履行期間」について、履行期限は契約の日から令和7年3月21日までとありますが、地元町会との調整に時間を要したことによる履行期限の延長等は可能でしょうか。 | (令和6年度予算による事業となるため、) 履行期限は、原則、令和7年3月21日となります。しかし、ご質問のとおり、地元町会との調整に不測の時間を要すなど、やむを得ない事由が生じたときは事業を令和7年度に繰り越す (履行期限を延長する) 場合がございます。 |
| 4 | 公募型プロポーザル実施要領「9 参加表明 (1) 提出書類 ウ 関連業務実績一覧表 (様式第4号)」及び同「エ 配置予定技術者調書 (様式第5号)」について、該当する業務実績は「地方公共団体が発注する景観法に基づく景観計画、景観形成重点地区計画の策定、その他これらに類する業務を元請けとして受注した実績」とありますが、既存計画の改定業務、計画策定のための調査業務、合意形成支援業務等は実績として含めて良いでしょうか。また、景観法に基づかない任意の景観形成のあり方に関する検討業務等は実績に含めて良いでしょうか。 | お示しいただいた業務については、「その他これらに類する業務」として取り扱います。 なお、お示しいただいた業務のうち、計画策定のための調査業務、合意形成支援業務、景観法に基づかない任意の景観形成のあり方に関する検討業務等につきましては、様式第4号にその業務内容・規模・成果が把握・確認できる URL の記載もしくは別途資料を提出してください。 |
| 5 | 公募型プロポーザル実施要領「12 二次審査 (プレゼンテーション審査) 実施及び評価方法 (1) 審査方法 キ プレゼンテーション実施方法」について、プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めないとありますが、企画提案書の内容を基にした PowerPoint スライドを作成し、プレゼンテーションで使用することは可能でしょうか。 | 企画提案書の内容に沿ったものであれば可能です。 |